

事 務 連 絡

令和6年11月 8日

各課（所属）長 あて

財 務 課 長

令和5年度発生災害復旧工事における現場代理人兼務要件の緩和について

令和6年1月1日発生 of 能登半島地震による災害復旧を効率的かつ迅速に実施するため、同災害に係る氷見市発注の災害復旧工事における現場代理人の兼務要件を別紙のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

（事務担当：契約検査班 河端）

別紙

・緩和内容

災害復旧工事（令和6年能登半島地震の復旧に限る）で同工種の工事を含む場合は、同一の現場代理人が5件まで兼務できることとする。

ただし、「現場代理人等兼務届」は従来どおり提出すること。

	現 行	緩 和
現場代理人	以下の要件をすべて満たす場合	以下の要件をすべて満たす場合
	① 工事現場の運営、取締等が困難でないこと（請負代金額4,000万円未満（建築一式の場合は8,000万円未満））	① 工事現場の運営、取締等が困難でないこと（請負代金額4,000万円未満（建築一式の場合は8,000万円未満）） <u>（災害復旧に係る同工種の場合は金額の条件なし）</u>
	② 2件、災害復旧は3件以内	② 2件、 <u>災害復旧は5件以内</u>
	③ 工事の現場間の距離（移動時間）が、一定範囲内（概ね10Km）	③ 工事の現場間の距離（移動時間）が、一定範囲内（概ね10Km）
	④ 発注者が求めた際の対応	④ 発注者が求めた際の対応
⑤ 他の工事の発注者の承諾	⑤ 他の工事の発注者の承諾	

- ① 工事現場の運営、取締等が困難でないこと（氷見市発注の同工種で受注した工事で、工事内容が類似しているものにあっては金額の条件はなし）。
- ② 令和6年能登半島地震の災害復旧工事を含む場合は5件まで（対象工事以外や他工種、他の発注機関の工事を含む場合は現行どおり）。
- ③ 現場の相互の距離が10Km程度と近接していること。（路程距離）
- ④ 発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応や、緊急時の連絡が確実にできること。
- ⑤ 他の発注者の承諾を得ていること。

※ 主任技術者の兼務については、建設業法の規定に従うこと

○兼務要件の緩和については、富山県土木部長からの令和6年4月23日付け事務連絡に準拠する。